

単価 契約書

地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院(以下「甲」という。)と
という。)とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- (1) 品名、規格及び単価
別紙「契約内訳書」のとおり
- (2) 契約期間
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (3) 納入期日
甲が指定する日まで
- (4) 納入場所
静岡市葵区北安東4丁目27番1号 静岡県立総合病院
- (5) 契約保証金
免除

(納入方法)

第2条 乙は、物品を納入しようとする場合は、納品書により甲に通知するものとする。

(検査)

- 第3条 甲は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに乙の立ち会いのもとに検査を行うものとする。
- 2 乙は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを良品と取り替えなければならない。
前条及び前項の規定は、良品と取り替える場合について準用する。
 - 3 乙は、検査に合格したときには、遅滞なく当該物品を甲に引き渡さなければならない。
 - 4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又は毀損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(危険負担)

第4条 前条第3項の引き渡し前に生じた物品の亡失、毀損等の損害は、すべて乙の負担とする。

(代金の支払)

- 第5条 乙は、毎月末日において、甲の確認を受けて納入数量を算出し、契約内訳書の単価を乗じた額の総額に消費税及び地方消費税を加算して甲に請求するものとする。
- 2 前項の消費税及び地方消費税は1カ月の納入金額の総額に100分の8を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）とする。
 - 3 甲は、乙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(履行遅滞)

- 第6条 乙が物品を甲の指定する期日までに納入できないときは、甲は遅滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、その期日の翌日から起算して遅滞日数1日につき売買代金額(当該物品の数量に第1条第1号の単価を乗じた額)の1,000分の1に相当する金額(円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、売買代金支払いの際に当該代金から控除するものとする。
- 2 天災地変等甲がやむを得ないと認めるとき、又は甲の都合により納入期日が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

(事情変更)

- 第7条 甲は、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。
- 2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、契約単価の変更を行うことができるものとする。

(解除)

- 第8条 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めた場合は、甲は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 2 乙は、前条第1項の規定する中止期間が3か月以上に及ぶときは、甲と協議の上、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次のアからキに該当した場合は、この契約を解除できる。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(損害賠償)

第9条 前条第1項及び第3項の規定により契約解除がされた場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(費用負担)

第10条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(合意管轄)

第11条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第12条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各その1通を所持する。

平成28年 月 日

甲 静岡市葵区北安東4丁目27番1号
地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院
院長 田中 一成

乙